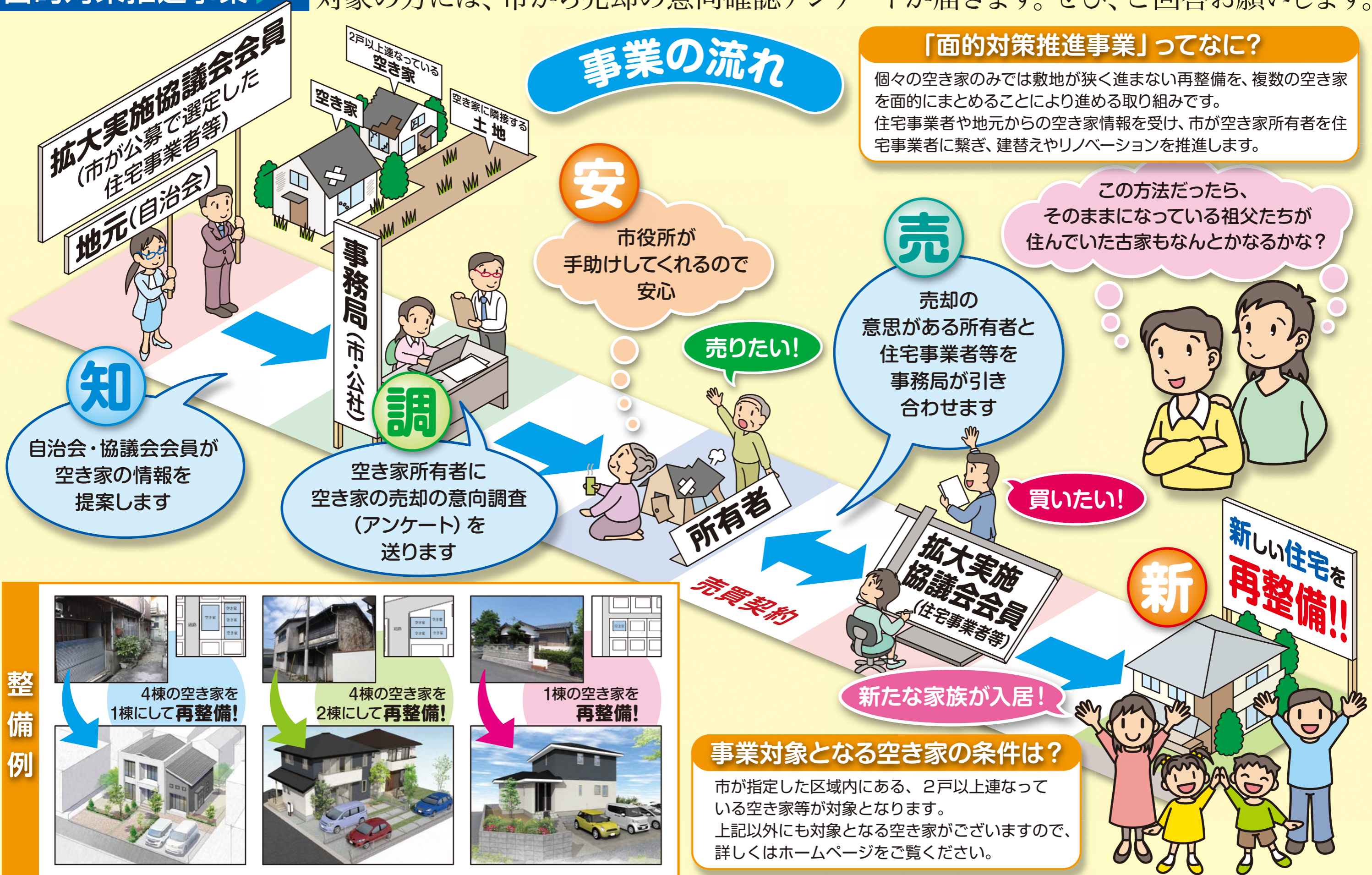


空き家の売却をお手伝いする新しい取り組みが始まりました!

対象の方には、市から売却の意向確認アンケートが届きます。ぜひ、ご回答をお願いします。

事業の流れ

「面的対策推進事業」ってなに?
個々の空き家のみでは敷地が狭く進まない再整備を、複数の空き家を面的にまとめることにより進める取り組みです。住宅事業者や地元からの空き家情報を受け、市が空き家所有者を住宅事業者に繋ぎ、建替えやリノベーションを推進します。



整備例

- 4棟の空き家を1棟にして再整備!
- 4棟の空き家を2棟にして再整備!
- 1棟の空き家を再整備!

事業対象となる空き家の条件は?
市が指定した区域内にある、2戸以上連なっている空き家等が対象となります。上記以外にも対象となる空き家がございますので、詳しくはホームページをご覧ください。